

鳥取県医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3第1項の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の2第1項において知事が定めることとされた医療を受ける者が病院等（病院、診療所、歯科診療所又は助産所をいう。以下同じ。）の選択を適切に行うために必要な情報である当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）の報告の方法等について定めるとともに、県民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱い

- (1) 病院等の管理者は、自らの責任において医療機能情報を3(1)により当該病院等を管轄する総合事務所長等（各総合事務所長及び鳥取市保健所長をいう。以下同じ。）に対して報告し、報告を受けた総合事務所長等は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものとする。
- (2) 病院等の管理者は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して県民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、県民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。

3 医療機能情報の報告等

(1) 報告の方法

ア 定期報告

病院等の管理者は、毎年6月末日までにその年の6月1日現在の状況について、様式第1号により、当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

イ 隨時報告

病院等の管理者は、医療機能情報のうち、別表に掲げる基本情報（以下「基本情報」という。）に修正又は変更が生じたときは、30日以内に、様式第1号により当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

ウ 新規開設時の報告

病院等の管理者は、開設届出後、30日以内に病院等の医療機能情報について様式第1号及び様式第2号により、当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

エ その他

病院等の管理者は、基本情報以外の情報に変更が生じたときは、アの報告の際に報告するものとする。

(2) 報告の是正命令等

総合事務所長等は、病院等の管理者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、法第6条の3第6項に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容のは正を行わせることを命ぜることができる。

(3) その他

病院等の管理者は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気付いた場合、速やかにその訂正を書面（様式任意）により、当該病院等を管轄する総合事務所長等に申し出こととし、総合事務所長等は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

4 県の公表

総合事務所長等は、病院等の管理者から報告された医療機能情報の内容をインターネット等により公表するものとする。

5 病院等の情報提供

病院等の管理者は、総合事務所長等へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて電子媒体等による情報の提供を行うことができる。

病院等の管理者が情報の提供を行っていない場合には、総合事務所長等は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。

また、病院等においても、県民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年12月5日から施行する。

2 平成19年度にあっては、3（1）アからウまで、（2）、（3）並びに様式第1号中「総合事務所長」とあるのは、「医療政策課長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

2 なお、平成29年度の3（1）アの定期報告については、平成30年3月1日現在の状況を平成30年3月20日までに、様式第1号及び様式第2号により当該病院等を管轄する総合事務所長へ報告するものとする。

附 則

1 この要領は、令和元年12月26日から施行する。

2 なお、令和元年度の3（1）アの定期報告については、令和2年1月1日現在の状況を令和2年2月10日までに、様式第1号及び様式第2号により当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。